

## 消防法について

株式会社ノベルズ  
有限会社フォルムデザイン

### ① ノベルズの北海道・十勝及び山形・酒田における畜舎建設に係る経緯

#### 1. 北海道・十勝の事例\_浦幌デーリィファーム（酪農／移動通路増築工事）

既存の畜舎 3 棟（消防法施行令 32 条の緩和を受けて消火器のみを設置し、消防法の検査済証も発行されている、面積は 1,573 m<sup>2</sup>の畜舎が 3 棟で合計 4,719 m<sup>2</sup>）と、

既存搾乳舎（建物の中で従業員が相当時間働くことから、消防法施行令で必要とされている設備はすべて設置し、消防法の検査済証も発行されている、面積は 3,032 m<sup>2</sup>）

をつなぐ移動通路（鉄骨造準耐火建築物\_約 1,983 m<sup>2</sup>）を新たに建設することとし、十勝広域消防局予防課に相談。

#### ○ 2020 年 5 月に、十勝広域消防局（係長）に相談。

ノベルズ側からは、新設する移動通路と既存の畜舎・搾乳舎を合わせてひとつの建物と捉えると、総面積は 9,734 m<sup>2</sup>（1,573 m<sup>2</sup>×3 棟+3,032 m<sup>2</sup>+1,983 m<sup>2</sup>）となるが、

- ※ 牛舎という特性上可燃物がなく火災荷重の小さな建築物であること
- ※ 牛舎については従業員の滞在時間が短いこと
- ※ 建物隣棟間隔は 6m 以上確保できていること
- ※ 都市計画区域外であること
- ※ 平屋建てであること
- ※ 搾乳舎は緩和を受けず必要な設備を設置していること

から消防法施行令 32 条の特例緩和を受けることができないか、を相談。

担当者からは、

3,000 m<sup>2</sup>超の建築物に関しては、消防法施行令 32 条による緩和はできない。

十勝広域消防の予防事務審査指導基準（別添 1）をもとに、畜舎や堆肥舎において緩和を認めるには 3,000 m<sup>2</sup>以下で、隣棟間隔 6 m 以上、平屋建て、都市計画区域外であることを満たしていなければ検討をすることもしない、との回答。

- その後、防災設備を扱う会社の代表が、十勝広域消防局に相談に行くも、上記と同様の回答があった。
- 以上の回答を前提にすると、消防法施行令の原則通り、新たに、次の設備の設置が必要となり、約1億円にのぼる巨額の追加投資が必要となる。

項目	消防法の原則
消火器	○ (6本)
屋内消火栓もしくは動力ポンプ	○
屋外消火栓	○
警報設備 (自動火災報知機など)	○
消防機関へ通報する火災報知設備	○
避難設備	○
消防用水 (防火水槽など)、消防用水の動力ポンプ、凍結防止ヒーター、小屋	○ (60 m <sup>3</sup> ×4) (110 m <sup>3</sup> ×1)

- 2020年9月に、ノベルズ側が、十勝広域消防局 (主査、係長、主任) を再度訪問。

ノベルズ側としては、

既存の畜舎では消防法施行令の緩和特例を受けていたものが、移動通路の増築で総面積が大きくなるという理由で緩和できないというのは合理的でなく納得できないと考え、改めて畜舎の特性を説明するとともに、次のことを追加説明。

※ 自動火災報知機と覚知方法の基準に関して

- ・ 自動火災報知機に於ける誤報や、その警報が牛の興奮をまねき、人身事故に繋がることを防ぐ火災検知器動作 (誤検知) を無くすため、自動火災報知機の設置をせず覚知後手動操作 (手動火災報知器が存在) による警報であれば許容できる。また、誤報により消防が出動する機会も削減できる。

※ 消防ポンプ車の導線と消防用水 (防火水槽)

- ・ 基本的に可燃物無し (現行の餌も可燃では無い)、延焼する構造でない (鉄骨構造)、あえて言えば電気設備 (ケーブル等) の過電流 (加熱) は、電気保安協会の定期的検査から鉄骨への延焼も無い事を検証いただき消防施行令 32 条による判断 (当該消防署による消防設備必要性の可否) に結びつけばと考える。

これに対し、十勝広域消防局は、十勝広域消防管轄地域での初事例であるが本案件を熟考するとし、結果として下記の通り緩和措置となった。

これにより追加投資は、約 4,000 万円となり、約 6000 万円のコストダウンとなった。

また、解決までに4か月を要した。

項目	消防法の原則	緩和特例の適用結果
消火器	○ (6本)	○ (6本)
屋内消火栓もしくは動力ポンプ	○	×
屋外消火栓	○	×
警報設備 (自動火災報知機など)	○	○ (手動)
消防機関へ通報する火災報知設備	○	×
避難設備	○	×
消防用水 (防火水槽など)、消防用水の動力ポンプ、凍結防止ヒーター、小屋	○ (60 m <sup>3</sup> ×4) (110 m <sup>3</sup> ×1)	○ (60 m <sup>3</sup> ×2) (110 m <sup>3</sup> ×1)

## 2. 山形県・酒田の事例\_鳥海高原デーリィファーム (酪農/新築工事)

次の鉄骨造準耐火建築物 面積合計約 14,118 m<sup>2</sup> を新たに建設する。

- ※ 畜舎 (約 11,688 m<sup>2</sup>)
- ※ 搾乳舎 (約 1,632 m<sup>2</sup>)
- ※ 移動通路 (約 798 m<sup>2</sup>)

### ○ 2020年5月に、酒田地区広域行政組合消防署平田分署に相談。

ノベルズ側から、準耐火建築物として面積が大きくなるが、

- ※ 畜舎という特性上可燃物がなく火災荷重の小さな建築物であること
- ※ 建物隣棟間隔は6m以上確保できていること
- ※ 都市計画区域外であること
- ※ 平屋建てであること
- ※ 牛舎については従業員の滞在時間が短いこと
- ※ 搾乳舎については従業員の作業時間 (滞在時間) が多いことから、消火設備基準に則り緩和措置を受けず消防設備を設置する

ことを説明し、消防法施行令32条の特例緩和措置を受けることができるか相談。

担当者 (課長補佐、係長、主任) から、過去の事例 (別添2) を踏まえて検討した結果として、1週間後に、つぎのような回答をいただいた。

- ※ 消防法施行令32条の特例緩和措置を認めるには、
  - ・ 水利がないので消防用水を設置 (防火水槽 20 m<sup>3</sup>を 100m 包含で 5 箇所)
  - ・ 牛舎に設置するカーテンを防災カーテンとすること

- ・ 搾乳舎については消火設備基準に則り消防設備を設置すること

○ この結果、消防法関係の追加投資額は、約 4,200 万円となった。

項目	消防法の原則	緩和特例の適用結果
消火器	○	○
屋内消火栓もしくは動力ポンプ	○	× (畜舎) (搾乳舎は○)
屋外消火栓	○	×
警報設備 (自動火災報知機など)	○	× (畜舎) (搾乳舎は○)
消防機関へ通報する火災報知設備	○	× (畜舎) (搾乳舎は○)
避難設備	○	× (畜舎) (搾乳舎は○)
消防用水 (防火水槽など)、消防用水の動力ポンプ、凍結防止ヒーター、小屋	○ (20 m <sup>3</sup> ×5)	○ (20 m <sup>3</sup> ×5)

## 2 意見

- 現在の消防法関係法令においては、畜舎についても、各種設備の設置義務がかけられており、消防法施行令 32 条による適用緩和を受けている事例が多いとはいうものの、地域ごとに、どこまで緩和するかも明確でなく、ノベルズの経験では、地域によって大きなばらつきがある。最終的に緩和を受けられたとしても、それまでにかなりの時間を要することもある。

これでは、畜産経営者として畜舎の建設計画・資金調達計画を立てにくい。また、市街地から離れ、畜舎内の従業員の稼働時間が短くても、過大な消防設備を求められれば、我が国畜産業の国際競争力の面で大きな障害となる。

については、畜舎について建築基準法の特例法が設けられるのを契機として、消防法施行令についても、これに対応する見直しを行っていただきたい。

具体的には、次のような方法が考えられる。

※ 現在、畜舎は、消防法施行令別表 1 の第 15 項の「その他の事業場」に含まれているが、畜舎について別の項を建て、それについての消防設備の設置義務を軽くする。  
これによって、全国的に、畜舎に関する消防設備の規制を緩和したうえで、消防法施行令 32 条によって、地域の判断で更なる軽減ができるようにする。

なお、この場合、現場において、現行より規制が強化されないように留意するとともに、都市計画区域外で、燃えにくい鉄骨畜舎であれば、最大限の緩和が図られるようにする必要があると考える。

以上

3 畜舎、堆肥舎、農業用収納舎の取扱い

畜舎、堆肥舎、農業用収納舎（以下「畜舎等」という。）の用途に供する防火対象物（専業農家又は兼業農家が所有する畜舎等で、個人住宅に附設するものを除く。）において、次に掲げる要件をすべて満たす場合は、政令第32条を適用し、当該防火対象物又はその部分に必要とされる屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を免除することができる。

なお、消火器については、省令第6条の規定により必要な能力及び個数分を、出入口等に集積して設置することができるものとする。

- (1) 畜舎、堆肥舎の用途に供する防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積がおおむね3,000平方メートル以下であること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）で定める市街化区域外に所在し、他の建築物より6メートル以上離れていること。

○ 牛舎等に対する消防設備の設置について

昭54.11.27 消防予第229号  
消防庁予防救急課長から  
静岡県消防防災課長あて回答

[昭55.7.18 消防予第142号「9」]

問 このことについて、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備をどのように設置すべきか、ご教示願います。

なお、建築物の形態等については下記のとおり。

記

建築物の形態等

- 1 鉄骨造、2階建延べ面積1,446㎡である。
- 2 屋根は、大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
- 3 1階部分(地上3m)は、全面開放で家畜の飼育に使用、2階部分は全面スレート張りで飼料の藁を収納する。
- 4 和牛125頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上十分考慮され、田園に続いて山が連なるところの山間いであり、住居等の建物とは火災予防上十分な距離が保有されている。
- 5 所有者は個人で、作業員は2名程度である。

答 設問の防火対象物は、消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、設問の場合令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

○ 項の判定

昭53.9.9 消防予第179号「3」  
予防救急課長から  
各都道府県消防主管部長あて

[鶏舎の取扱いについて]

問 次のような形態の鶏舎に対する消防用設備等の設置はどうすべきか。

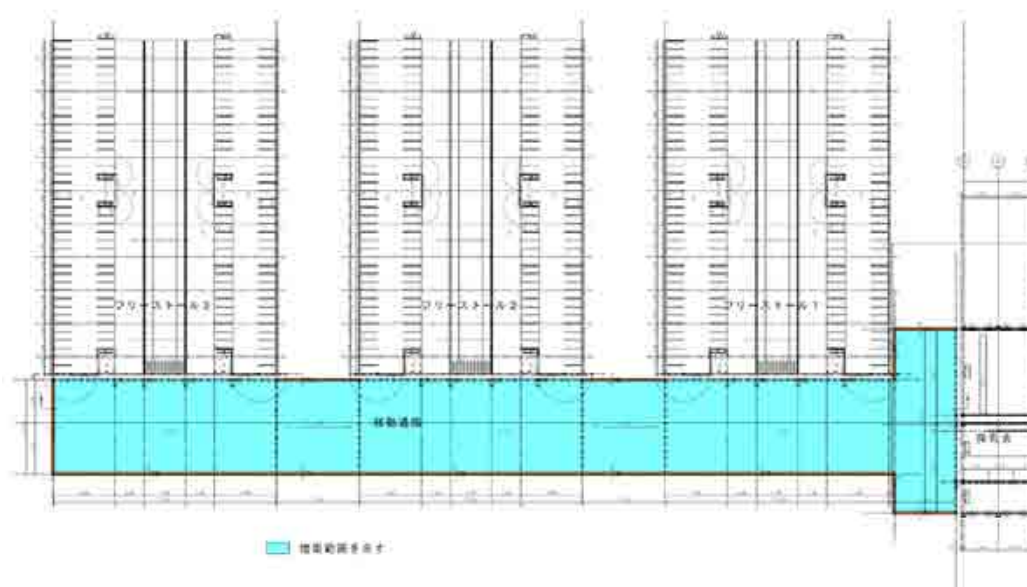
- ア 木造平屋建延べ面積は3,000㎡である。
- イ 屋根及び壁は波型トタンで仕上げる。
- ウ 窓はビニールで張る。
- エ 建築物内部には照明設備が設けられるが、過電流しゃ断器を設置する。
- オ 所有は農協で、作業するものは4名程度である。

答 設問の防火対象物は令別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、当該防火対象物の位置が、周囲に十分な空地を保有する等出火した場合他への延焼のおそれが少ないと認められるものにあつては、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

1. 北海道十勝の事例\_浦幌デーリィファーム (酪農/移動通路増築工事)

○ 総面積は 9,734 m<sup>2</sup> (鉄骨造準耐火建築物)

- ・ 畜舎\_1,573 m<sup>2</sup>×3 棟
- ・ 搾乳舎\_3,032 m<sup>2</sup>
- ・ 移動通路\_1,983 m<sup>2</sup>



2. 山形県・酒田の事例\_鳥海高原デーリィファーム (酪農/新築工事)

○ 総面積は 14,118 m<sup>2</sup> (鉄骨造準耐火建築物)

- ・ 畜舎\_11,688 m<sup>2</sup>
- ・ 搾乳舎\_1,632 m<sup>2</sup>
- ・ 移動通路\_798 m<sup>2</sup>

